

徳島県剣道連盟剣道称号・段級位審査実施要領

全日本剣道連盟（以下全剣連と称する。）剣道称号段位審査実施要領に基づき、次のとおり徳島県剣道連盟剣道称号・段級位審査実施要領を定める。

称号審査の方法

1. 錬士の審査

(1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件

- ① 剣道実技の修練を続けている者
- ② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
- ③ 徳島県剣道連盟（以下「連盟」という。）が行う講習を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技についての能力の認定を受けていること

（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けたものとみなす。）

(2) 錬士を受審しようとする者は、県連盟の選考を経て、別に定める申請書（自筆）に全剣連が出題する小論文（自筆）を添え、連盟に提出する。

(3) 連盟会長は、上記（1）の要件に該当すると認めた受審者について、推薦書に申請書と小論文を付して全剣連会長に候補者として推薦する。

2. 教士の審査

(1) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件

- ① 剣道実技の修練を続けている者
- ② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
- ③ 全剣連又は連盟が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技についての能力の認定を受け、かつ、剣道の指導及び審判の経験を有する者

（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けたものとみなす。）

(2) 教士を受審しようとする者は、県連盟の選考を経て、別に定める申請書（自筆）を連盟に提出する。

(3) 連盟会長は、上記（1）の要件に該当すると認めた受審者について、推薦書に申請書を付して会長に候補者として推薦する。

3. 範士の審査

(1) 連盟会長は、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、全剣連称号・段級位審査規則第10条第3号に定める付与基準に該当すると認めた受審者について、推薦書を提出し、全剣連会長に候補者として推薦する。

段位審査の方法

1. 五段以下の実技審査は、徳島県剣道連盟剣道称号・段級位審査規則第9条に定める付与基準に基づくほか、特に下記の項目を着眼点として、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

(1) 初段から三段まで

- ① 正しい着装と礼法 ② 適正な姿勢 ③ 基本に則した打突 ④ 充実した氣勢

(2) 四段及び五段

初段から三段までの着眼点に下記の項目を加えたもの

- ① 応用技の錬熟度 ② 鍛錬度 ③ 勝負の歩合

2. 形審査における日本剣道形の実施本数は、次のとおりとする。

受審段位	日本剣道形の審査本数
初段	太刀の形3本（1本目から3本目まで）
二段	太刀の形5本（1本目から5本目まで）
三段	太刀の形7本
四段	太刀の形7本と小太刀の形3本
五段	太刀の形7本と小太刀の形3本

3. 五段以下の学科審査は、当分の間、連盟の定めた方法によって行う。ただし、社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については、五段の学科試験を免除するものとする。

級位審査の方法

1. 級位の実技審査方法

一級	剣道の基本（切返し及び互格稽古）並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」
二級	剣道の基本（切返し及び互格稽古）並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」
三級	剣道の基本（切返し及び互格稽古）並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」
四級ないし五級	剣道の基本（切返し及び互格稽古）
六級ないし八級	認定（認定申請書を県連盟会長に提出し認定を受ける。）

2. 審査上の着眼点は初段の付与基準に依拠するものとし、剣道の基本を修習し、技倆相当なる受審者に与えられる。

附則

1 本要領は、令和4年4月1日から施行する。